

【障がい者への心づかい★Part20 パークの日に考えよう 障害者等用駐車場のこと！★】

皆さんは、車椅子マークのある駐車場をご存知ですか？

車椅子マークのある駐車場は障害者等用駐車場（車椅子使用者用駐車施設）といって、障がいのある方等が乗り降りするために必要な駐車場です。幅は3.5メートル以上あり、看板や路面に国際シンボルマーク（車椅子マーク）が描かれるなど、障害者等用駐車場であることが分かりやすく表示されています。

ではなぜ、障害者等用駐車場があるのでしょうか。

それは、高齢者や妊産婦等の歩行困難者、車椅子や杖を使用している方などが、乗り降りの際に幅の広いスペースを必要とするからです。

例えば車椅子を使用するドライバーが自動車に乗るときには、ドアを全開にして車椅子から乗り移り、座った状態で車椅子を自動車の中にしまします。つまり、車椅子を使用するドライバーにとっては「障害者等用駐車場が空いていない＝満車」なんです！

「出入口に近くて便利だから」「すぐに戻るから」「他に空いているところがないから」と、このスペースに車を停めてしまうと、困ってしまう人達があります…。

障害者等用駐車場は必要な方のために空けておいてください<(\_)>

一人一人の心づかいで、みんなが快適に利用できる空間を作っていきましょう！

以上、障がい福祉課でした(^)/

☆参考☆

国土交通省パンフレット（障害者等用駐車場の適正利用のために）

<https://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>

東京都 障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組 HP

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/kanren/guideline-park.html>

埼玉県 障害者用駐車場 HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/aps/index.html>

内閣府 障害者差別解消法 HP

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

東京都 ハートシティ東京 HP

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tokyoheart/>

#障がい者への心づかい #障害者差別解消法

#8月9日はパークの日 #パークの日 #障害者用駐車場

**駐車場**  
必要な人のために  
空けておこう

**駐車場とは…**  
車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際し配慮が必要な方のために設けられた専用区画のことです。

- 車いす使用者は、乗降するために広いスペースが必要です。通常の区画では利用できないことに十分配慮する必要があります。
- 駐車区画は一度停めてしまうと、優先席などと違い必要としている人がいても途中で譲ることができません。

必要がない人は駐車しない。皆様の御理解、御協力をお願いします。

埼玉県 ★ 千葉県 ● 東京都 神奈川県